

令和6年度

住宅改修勉強会

令和7年2月6日(木)

13:30~

直方市役所 健康長寿課 介護サービス係

延原真・延原直・福永



介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

（第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋（H10.8.24））

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとせざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとせざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとせざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

住宅改修の流れ

手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



市町村へ **工事前** に申請

市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工→完成／施工業者へ支払

市町村へ **工事後** に改修費の支給申請



住宅改修費の支給額の決定・支給

事前申請のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

- ①支給申請書
 - ②工事費見積り書
 - ③住宅改修が必要な理由書(※)
 - ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの
(日付入り写真又は住宅の間取り図など)
- ※理由書の作成者
介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
 - ⑥工事費内訳書
 - ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、
 - ⑧住宅の所有者の承諾書
(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)
- ※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後、①及び③を提出することができる。

住宅改修の見直し (平成30年度介護報酬改定)

見直しの方向性

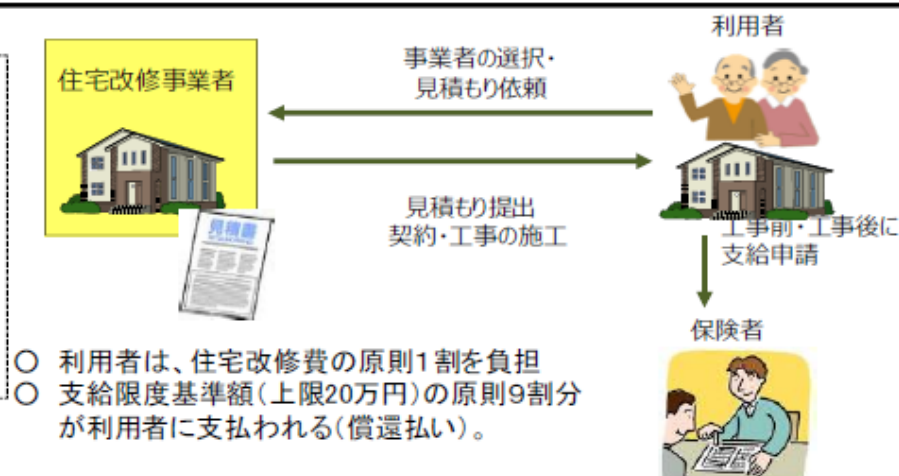
住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類（理由書や見積書類）を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。

- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。

* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員等が利用者に対して説明することを義務化
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

要介護状態区分等と支給限度基準額

要介護状態区分等にかかわらず、支給限度基準額は20 万円ですが、**要介護状態が著しく上がった場合**及び**転居した場合**については、例外の取扱いがあります。

例外1 要介護状態が著しく上がった場合

要介護区分等を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上あがった場合には、それまでの利用状況にかかわらず、再度、支給限度基準額（20 万円）までの支給を受けられます。

このときに基準となるのは、**初めて住宅改修に着工した日の状態区分（介護度）**です。

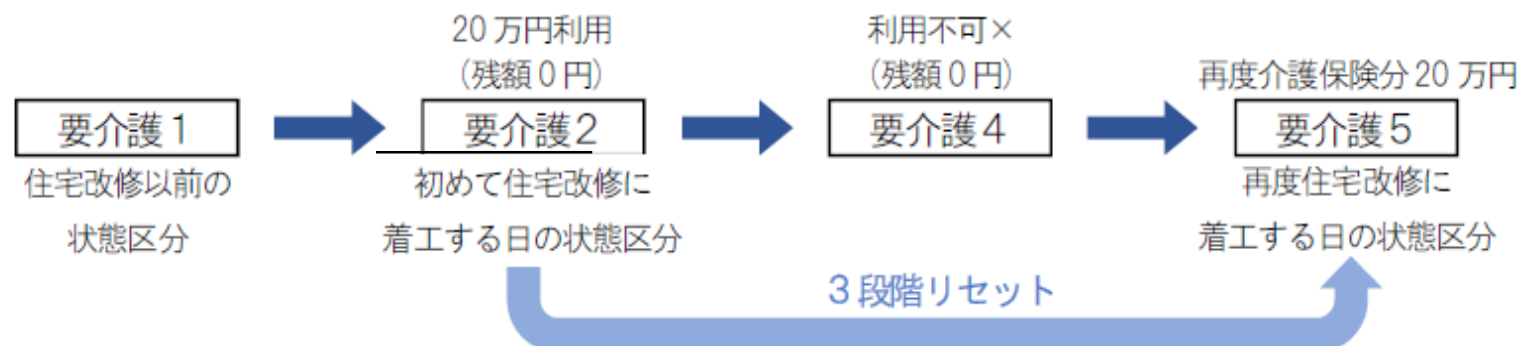
また、この取扱いは、**ひとりの利用者（被保険者）につき1回が限度**となります。

初めて住宅改修に 着工した日の状態区分		再度住宅改修に 着工する日の状態区分
要支援1	→	要介護3以上
要支援2・要介護1	→	要介護4以上
要介護2	→	要介護5

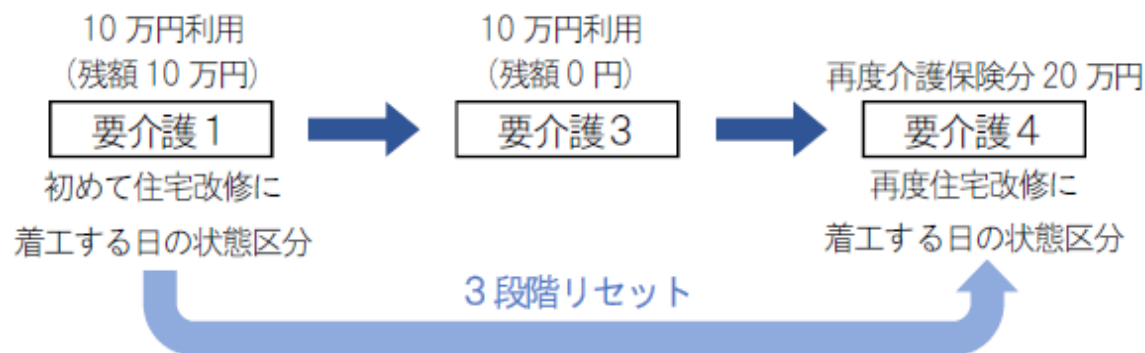
「介護の必要の程度」の段階	
第1段階	要支援1
第2段階	要支援2・要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

注）要支援1から要介護2となった場合、要介護区分等は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されませんので、ご注意ください。

例1 要介護1の時に住宅改修を行わず、要介護2となって始めて住宅改修を行った場合、要介護2を基準として、要介護等区分が3段階あがった時（要介護5）に、再度20万円までの支給が受けられます。



例2 要介護1の時に初めて住宅改修を行い、要介護3の時点でも住宅改修を行っていずれも支給を受けた場合、初めて着工した日の要介護1を基準として3段階あがった時（要介護4）に、再度20万円までの支給が受けられます。

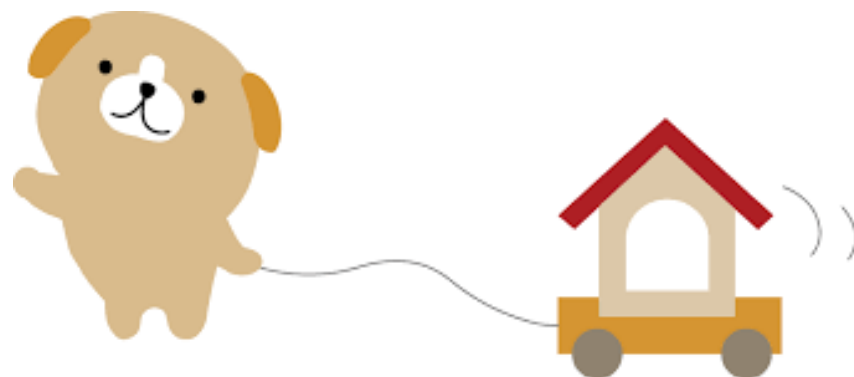


例外2 転居した場合

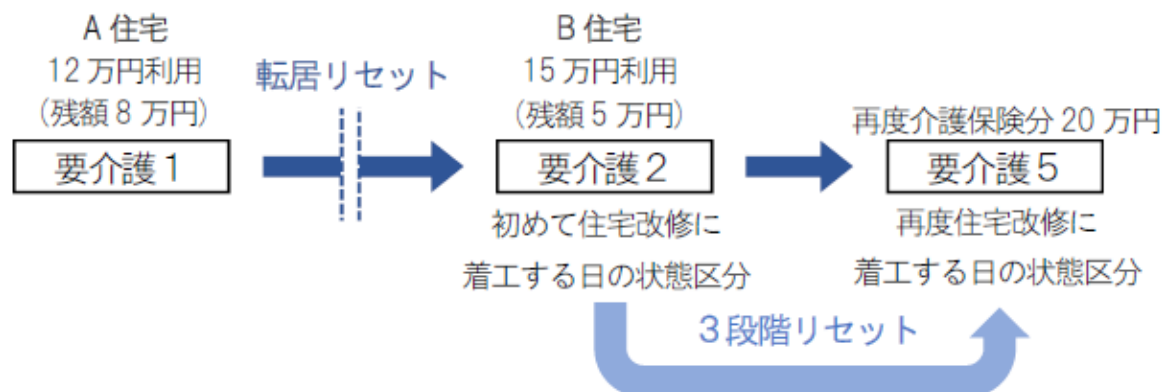
転居した場合には、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。

前述の要介護状態が著しく上がった場合の例外は、転居後の住宅のみに着目して適用されます。(転居の例外が優先されます)

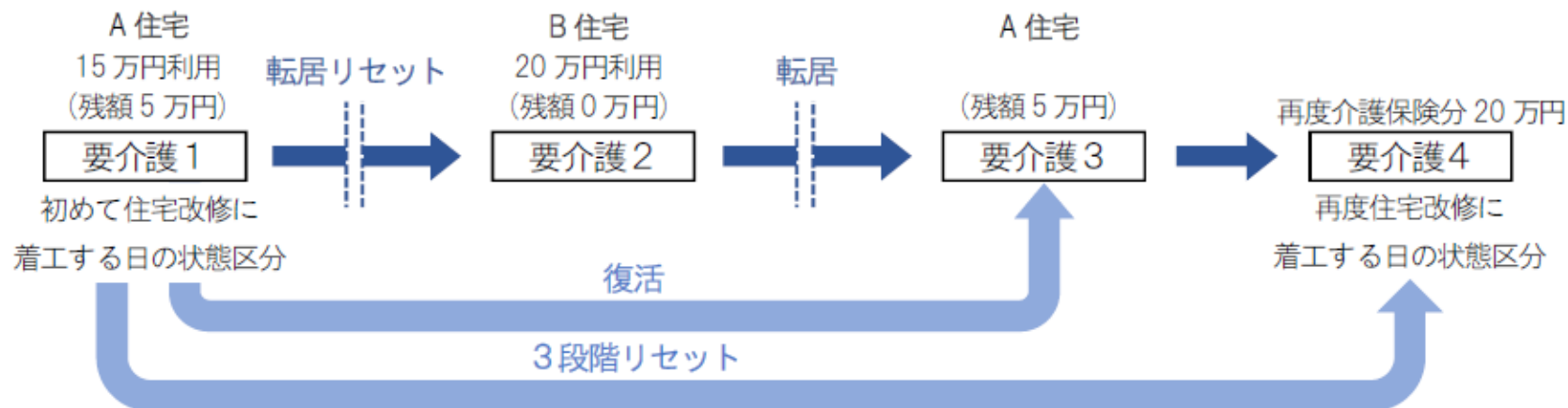
転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前住宅にかかる支給状況が復活します。



例1 転居した場合は、転居前の住宅にかかる支給状況にかかわらず、転居後の住宅についても 20 万円分まで支給が可能となります。また、要介護状態が著しく上がった場合の例外も、転居後の住宅での要介護等区分を基準とします。



例2 転居前の住宅に再び戻った場合は、転居前住宅にかかわる支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱います。したがって、要介護状態が著しく上がった場合の例外で基準となる要介護等区分も過去のものが適用されることになります。



住宅改修箇所の改修前写真、図面等

（１）改修箇所が確認できる写真

取り付け位置や場所の確認等を行います。改修する場所ごとに全て撮影して提出してください。段差等が問題になっている場合は、**改修箇所のみではなく、周囲の状況が分かる写真も添付**してください。また、**撮影の妨げとなる家具などは撤去してから撮影**をお願いします。

写真ごとに**撮影日が入ったもの**が必要です。日付機能のない写真機の場合は、日付を記入した黒板や紙等を手に持って撮影してください。

【不適切な事例】改修箇所が分からない写真

理由書：段差があるため、トイレの入り口に手すりを付けたい。

写 真：至近距離から撮影した写真で、どこを撮ったものか判別できず、段差の様子も写っていない。

⇒トイレの入り口であることがわかるように撮影してください。また、**段差の高さが分かるように定規をあてる**などした写真を併せて添付してください。

（２）必要な生活動線が確認できる図面

利用者の身体状況、家屋内の状況から、手すり等の設置箇所が適切か確認します。家屋内の移動を目的とした住宅改修、特に廊下等に手すりを設置する場合は、廊下だけでなく居室も記載し、生活動線が確認できるようにしてください。

【不適切な事例１】図面の不備

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図 面：廊下だけで、寝室及びトイレの記載がない。

⇒動作を確認できるよう図面に寝室とトイレの位置を記載してください。

【不適正な事例２】動線上の矛盾

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図 面：寝室からトイレまでの動線とは関係ない場所に手すりを設置している。

⇒理由と一致しない住宅改修は対象となりません。

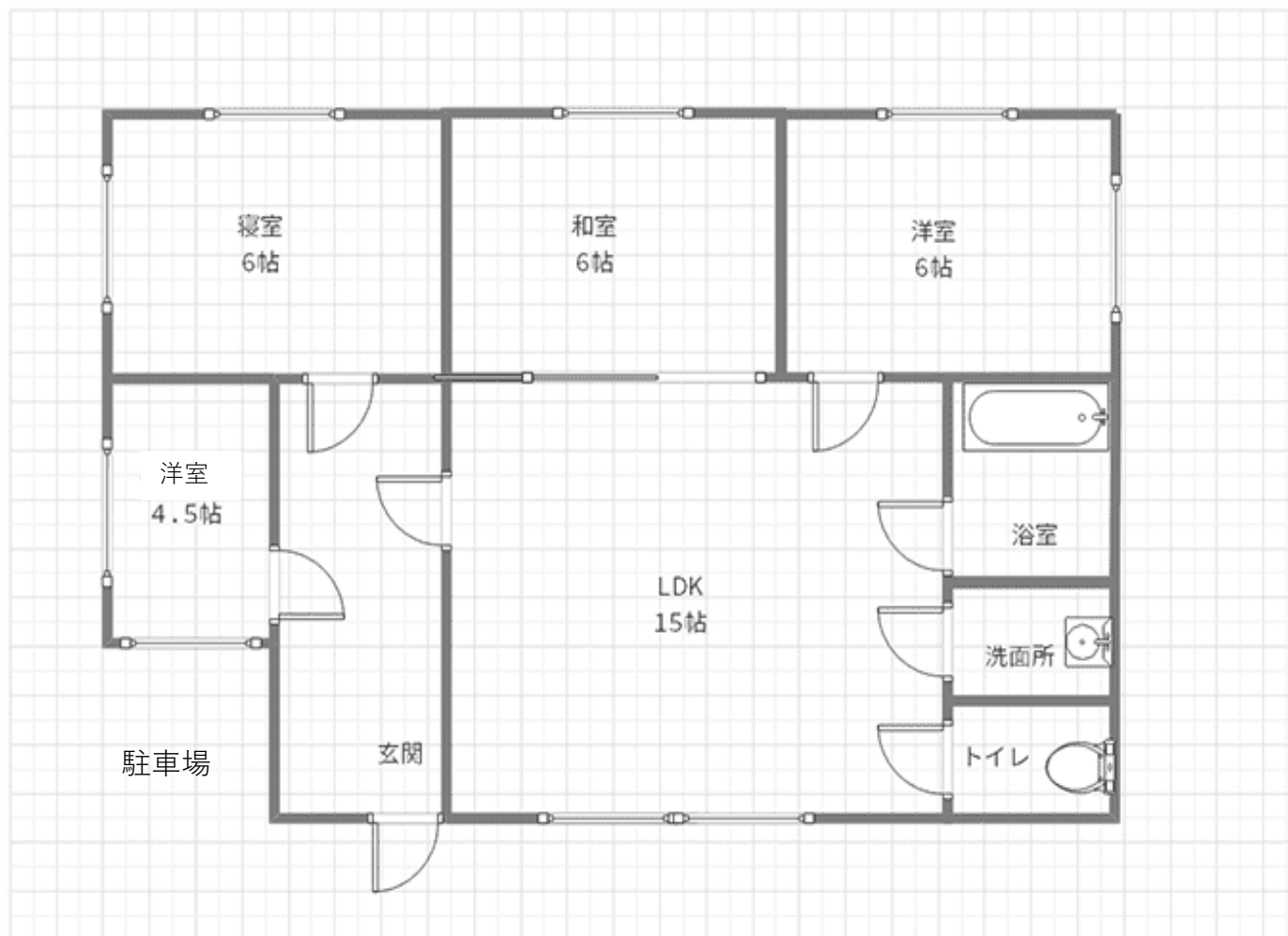
【不適正な事例３】身体状況の矛盾

理由書：右半身麻痺があり、トイレから安全に立ち上がれるよう手すりを付けたい。

図 面：トイレの右側にＬ字の手すりを設置している。

⇒身体状況から、理由書は左側の壁に設置する必要があると判断されるため、改修箇所の修正を依頼しました。

事例



事例

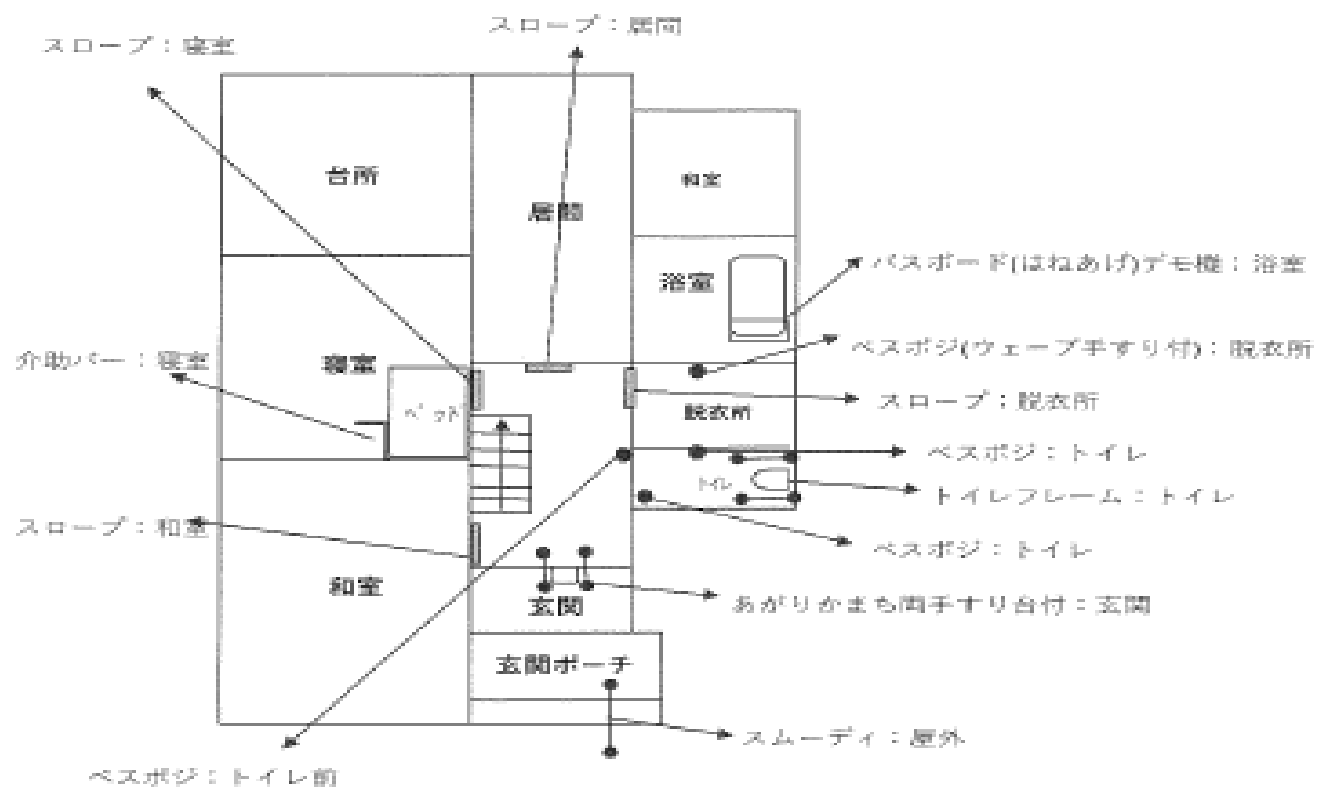


事例

平面図

様宅 平面図

様宅 平面図

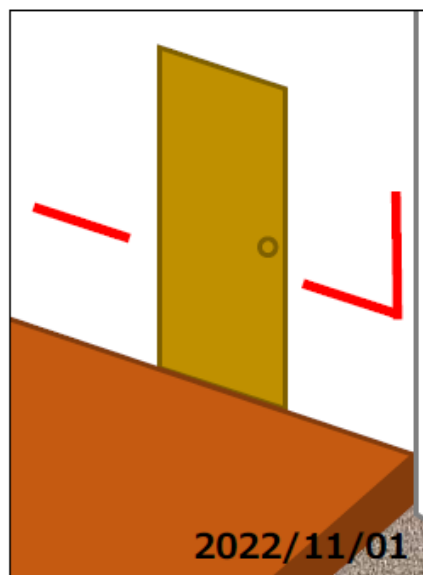


図面

- ・被保険者名（利用者名フルネーム）被保険者番号を記入してください。
- ・ **普段の生活動線がわかるように**図面を作成し、部屋の名称（玄関、居間、寝室、浴室、トイレ等）を記載してください。（建具の種類や向き、動線がわかるように）
- ・図面に改修箇所を記載してください。
- ・ **既存の手すり等を記入してください。**
- ・理由書と見積書、図面及び改修箇所の写真に番号を付け、整合した内容となるよう書類を整えてください。

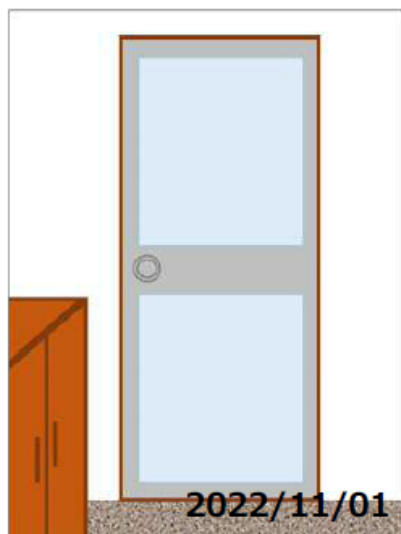
改修前の写真

- ・被保険者名（利用者名フルネーム）被保険者番号を記入してください。
 - ・改修箇所ごとの写真を、台紙(写真貼付用紙等)に添付してください。
 - ・写真に撮影日を入れてください。カメラの日付機能や日付を記載したボード等を使用して撮影してください。日付なしやオートシェイプ等で後から挿入等は、認められないのでご注意ください。
 - ・手すり設置の場合、写真へ設置する部分に線を引いてください。
 - ・段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真（改修範囲がわかる写真）と、その近接写真（目盛りが読めるもの）を提出してください。
 - ・改修箇所の全体が写っていること(例えば床上げの場合、床全面の写真。写真の撮影が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影してもかまいません。)
 - ・理由書と見積書、図面及び改修箇所の写真に番号を付け、整合した内容となるよう書類を整えてください。
- ※改修箇所の一部しか写っていない、日付がわかりにくい、ピントが合っていない等で状況が確認できない場合は撮り直しをお願いすることがあります。



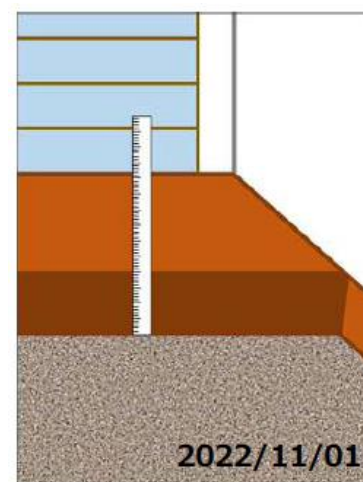
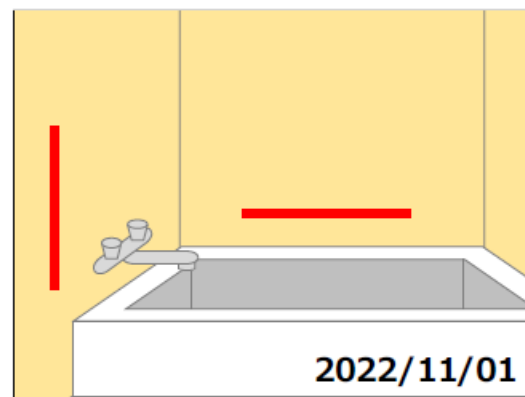
手すりの取付け位置や形（縦付、横付、
L型等）がわかるようにしてください。

撮影日が確認できるようにしてくださ
い。

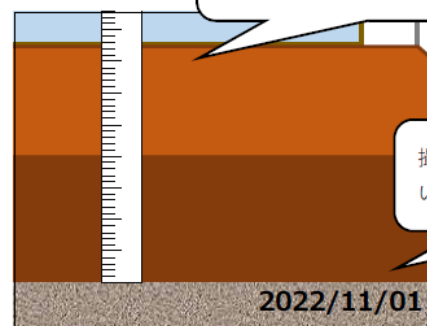


工事内容に合わせて、扉の位置や状況が
分かるように撮影してください。

撮影日が確認できるようにしてくださ
い。



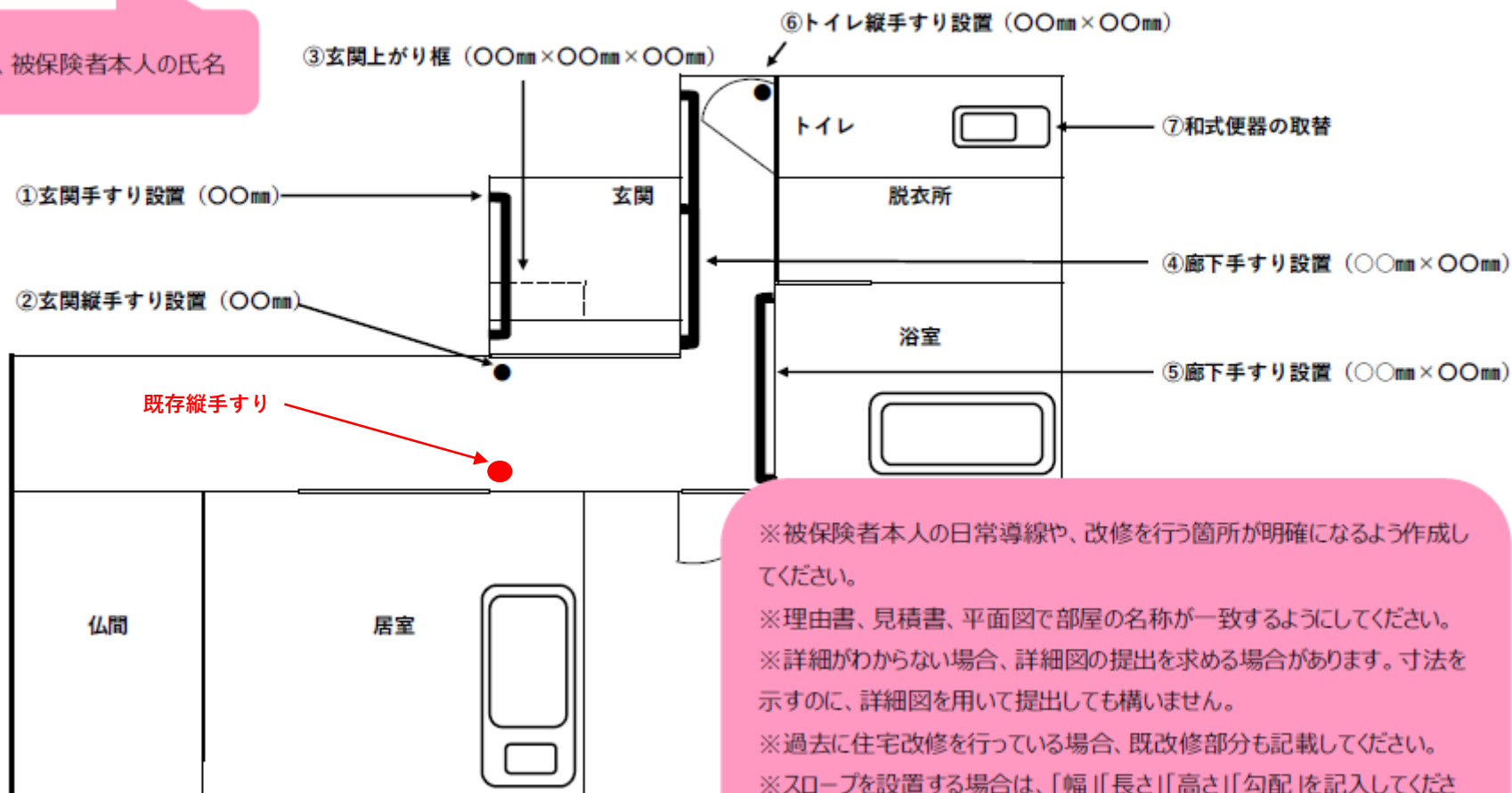
物差し等を用い、段差の高低がわかるよ
うにしてください。



撮影日が確認できるようにしてくださ
い。

直方 太郎 様宅 平面図

必ず、被保険者本人の氏名



※被保険者本人の日常導線や、改修を行う箇所が明確になるよう作成してください。

※理由書、見積書、平面図で部屋の名称が一致するようにしてください。

※詳細がわからない場合、詳細図の提出を求める場合があります。寸法を示すのに、詳細図を用いて提出しても構いません。

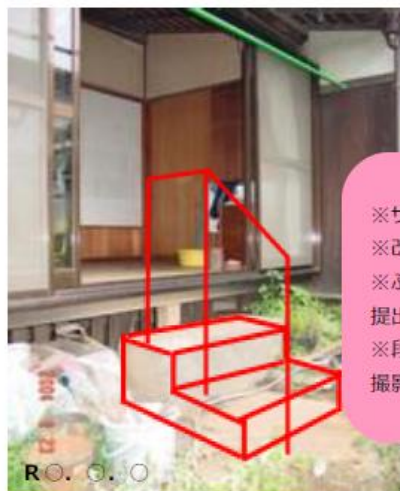
※過去に住宅改修を行っている場合、既改修部分も記載してください。

※スロープを設置する場合は、「幅」「長さ」「高さ」「勾配」を記入してください。

直方 太郎

様住宅改修施行前後写真

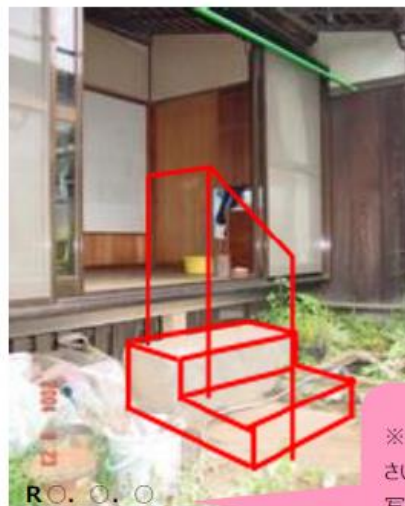
① 勝手口 手すり取り付け



屋外手すり設置
高さ〇〇mm
手すり部分長さ〇〇mm

※サンプルのため、理由書や見積書との写真の関連性はありません。
※改修前の状態が確認できれば、様式は問いません。
※ぶれなどにより家屋の状況が写真から確認ができない場合は、再提出を求めることがあります。
※段差がある場合は、段差の高さが分かるようにスケール等を用いて撮影してください。

② 勝手口 段差の解消



W〇〇×D〇〇×H〇〇mm
※框段差 H=〇〇mm

※写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませてください。

③ 外階段手すり取り付け



R ○ . ○ . ○

1 段高さ○○mm
高さ○○mm
手すり部分長さ○○mm

④ 扉の取替え

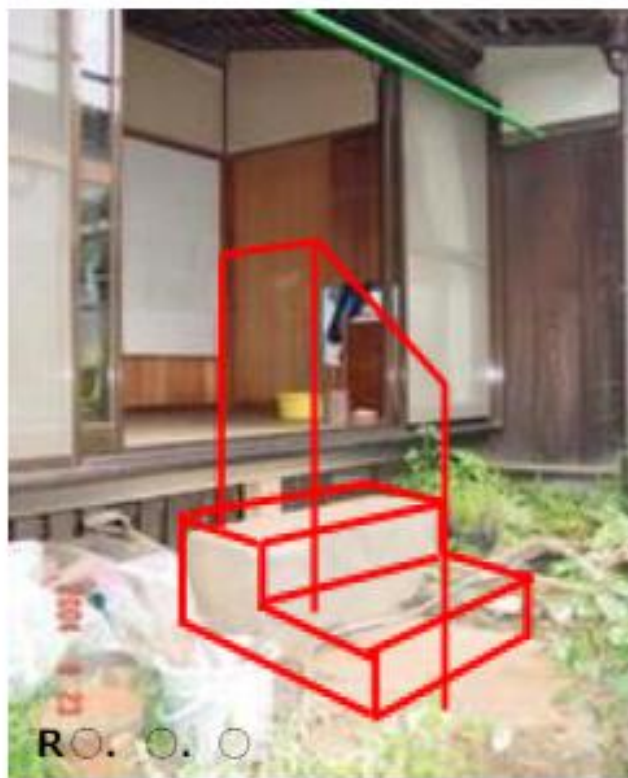


R ○ . ○ . ○

開き戸から折り戸へ
高さ○○mm
幅 ○○mm

直方 太郎 様住宅改修施行前後写真

① 勝手口 手すり取り付け ② 勝手口 段差の解消



③ 外階段 手すり取り付け



④ トイレ 扉の取替え（開き戸から折り戸へ）



※様式は問いませんが、必要事項に漏れがないようにしてください。

※解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出してください。

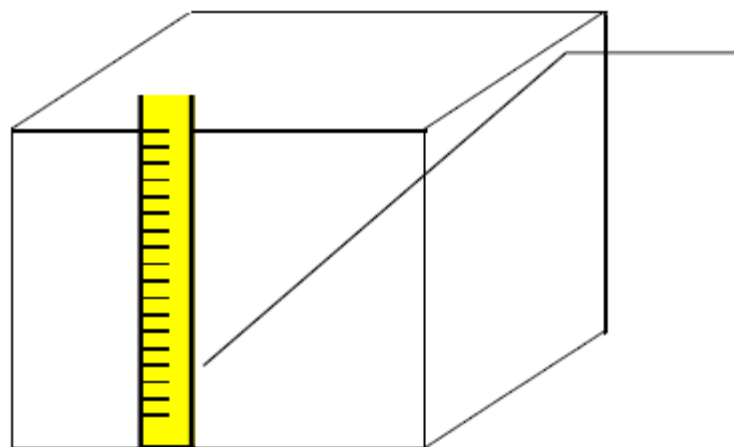
※踏み台等を固定している金具を写してください。

（施工後に見えなくなる場合は施工中の写真も添付。）

※改修の前後が確認できるカラー写真を2部提出してください。

※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませるようにしてください。

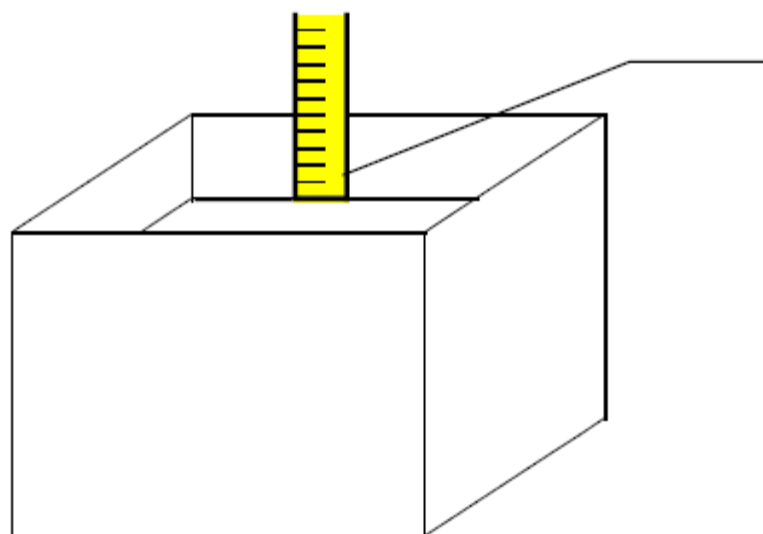
＊ メジャー写真撮影上でのお願い



浴槽の高さ

- ・ 床から当たっていることがわかるもの。
- ・ メジャー数値が読み取れるもの。

（画素数を上げて頂くか、この部分の写真部分の拡大も含めた2枚貼り付けでも結構です。）



浴槽の深さ

- ・ 底からしっかり当たっているもの。
- ・ メジャー数値が読み取れるもの。

（画素数を上げて頂くか、この部分の写真部分の拡大も含めた2枚貼り付けでも結構です。）

① 手すりの設置

改修前の写真について

手すりの設置等は設置予定箇所へマスキングテープなどでイメージ写真の撮影をお願いします。



設置予定個所にマスキングテープ等貼用し撮影するか、既存写真上に直接書き込むか、ペイントしてください。



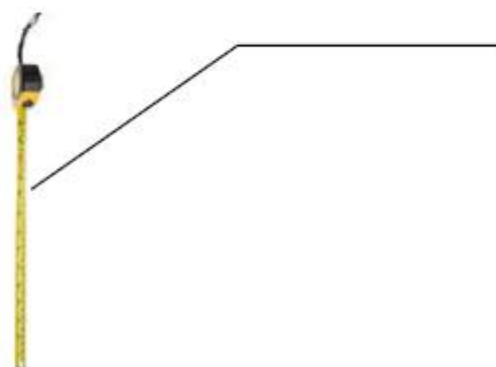
実際の計測寸法や、跨ぎ段差などメジャー等含め撮影されますと一層、工事箇所の状況と利用者の身体状況との検証がおこないやすくなります。

改修後の写真について

- ア 設置場所や取付け高さが確認できること。
(事前承認申請で提出された同条件での撮影に努めて下さい。)
- イ 取付け金具を含む手すり全体が写っていること。
(1枚で写しきれない場合は複数に分けて撮影し添付)
- ウ 脱着や跳ね上げ手すりはその形状が確認できること。
- エ 長い手すりの場合は中間ブラケットの位置が確認できること。
(中間ブラケットの取り付けは各メーカーの指示に従うこと)



中間ブラケットなどが確認できるように撮影の工夫をお願いします。



設置高や長さなど、メジャーと比較撮影されるとよりわかりやすいものとなります。

事例



① 947 600X1
② 947 1900X1
600X2

① 437) 600 × 1
② 437) 1900 × 1
600 × 2



事例



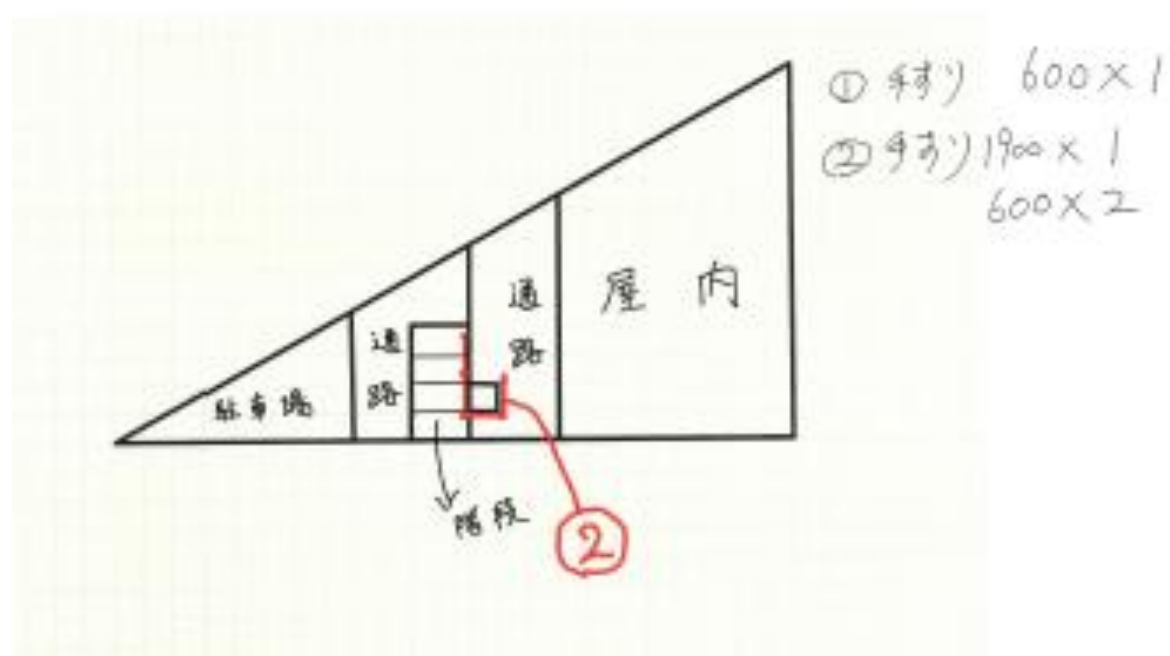
事例



- ① 手すり 600X1
- ② 手すり 1900X1
- 600X2



事例



住宅改修が必要な理由書

理由書の作成にあたっては、一般社団法人シルバーサービス振興会の「作成の手引き」及び「直方市住宅改修勉強会」を参照してください。

〔住宅改修が必要な理由書P1〕

誤りや漏れがないように全ての項目を記載してください。

〈基本情報の欄〉

作成日時点の利用者情報を記載してください。要介護認定情報欄については、事前申請時に新規及び区分変更申請中の場合、空欄で受理します。

〈作成者の欄〉

現地確認日、作成日及び、理由書を作成した担当者の氏名、資格、所属事業所、連絡先を記載してください。

〈総合的状況〉

・利用者の身体状況

病歴や入退院歴（直近）、身体状況（認知症の進行、可動域制限等）、立ち座りや跨ぎ動作、屋内外の移動（伝い歩き、杖歩行、車椅子等）といった生活動作の状況等について記載してください。

・介護状況

家族介護の状況や介護サービス及びそれ以外のサービス利用状況等を記載してください。

・福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定

改修前と改修後の想定される福祉用具の利用状況を記載してください。

・住宅改修により、利用者は日常生活をどのように変えたいか

利用者の希望や住宅の状況等を踏まえて、どの生活動線の不具合をどのように改善したいか、またその効果を記載してください。

住宅改修が必要な理由書

〔住宅改修が必要な理由書P2〕

① 改善をしようとしている生活動作

現状の改善を必要とする動作についてチェックを入れてください。

② ①の具体的な困難な状況（…なので…で困っている）を記入してください

改修箇所や内容ごとに、生活動線上どのような動作が利用者、介護者にとって困難な状況であるかを、具体的に記載し改修目的を明確にしてください。

※段差解消が必要な場合

どこの段差が高いのか、また片段差なのか跨ぎ段差なのか等がわかるように具体的に記載し、高さの寸法も記載してください。

③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください

困難な状況を住宅改修によりどのように改善するのか、チェックを入れてください。

困難な状況を改善するために、どのような改修をおこない、生活動作をどのように改善させるかを記載してください。

※段差解消の場合

段差を改修する部分の段差解消方法と、何センチに解消することで、どのように動作が改善するかを記載してください。スロープ設置の場合は、スロープの高さ、幅、奥行きを記載してください。

④ 改修項目(改修箇所)

改修箇所は、②や③の言葉と統一してください。

手すり取り付けの場合、手すりの長さや縦型や横型、L型、本数を記載してください。

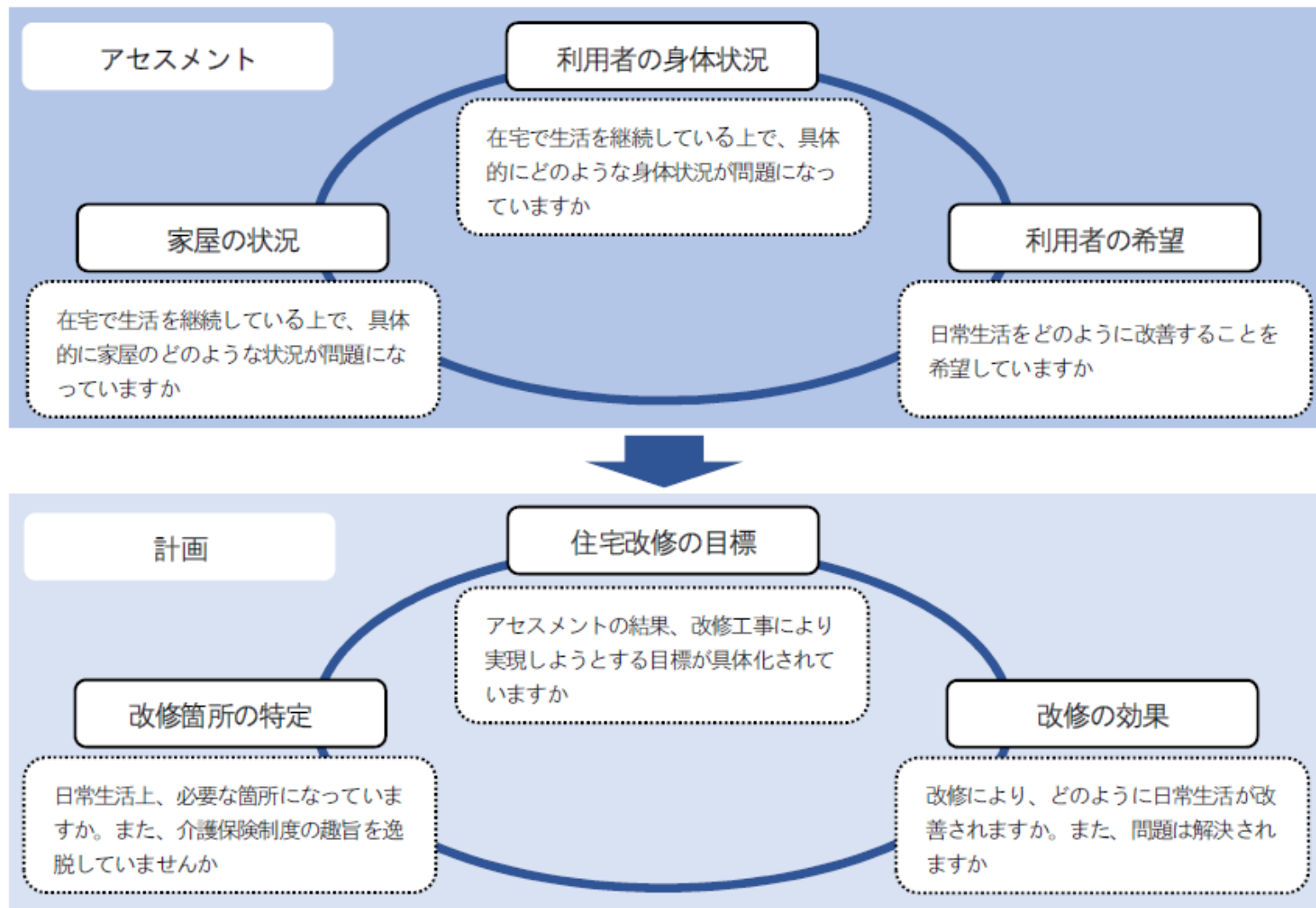
例：③「トイレ入口に縦手すりを設置～」→④×「トイレ手すり」

○「トイレ入口45cm縦型手すり1本」

※虚偽又は不正に理由書を作成したときは、介護保険法第69条の39の規定により介護支援専門員の登録が抹消される場合があります。

理由書の見方

理由書は下記図のようにアセスメント部分と計画部分に分けられます。
以下のポイントに留意して、必要な内容を記載してください。



住宅改修が必要な理由書 (P1)

《基本情報》

記入要領

受付印

担当者印

被保険者番号	明治										所在地	〒	市	区	町	丁目	番	号	年	月	日	
利用者住所	(補足) 利用者の身体状況、介護状況、住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいかについて、平面図と合わせて動線の確認もさせていただきます。																					
被保険者氏名						要介護認定 (該当に○)	申請中	要支援 1 2	経過的	要介護 1 2 3 4 5	介護支援専門員名等						事業所番号					
残額等											備考											

作成日時点

原本とわかるように

《総合的情報》

利用者の身体状況	移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況を記述する。 屋内及び屋外での移動方法(自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記述する。		車いす	☐	☐
介護状況	家族の状況(世帯構成)、主な介護者を含む介護状況、介護サービスの利用状況を記述する。		特殊寝台	☐	☐
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか(特に何を希望しているか)また、その効果を記述する。		床ずれ防止用具	☐	☐
			体位変換器	☐	☐
			手すり	☐	☐
			スロープ	☐	☐
			歩行器	☐	☐
			歩行補助つえ	☐	☐
			認知症老人徘徊感知機器	☐	☐
			移動用リフト	☐	☐
			腰掛便座	☐	☐
			特殊尿器	☐	☐
			入浴補助用具	☐	☐
			簡易浴槽	☐	☐
			その他	☐	☐
				☐	☐
				☐	☐

《P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。》

2

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇	年齢	〇〇歳	生年月日	M・T・S 〇年 〇月 〇日	性別	■男 □女	現地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日	令和〇年〇月〇日
	被保険者氏名	直方 太郎	要介護認定 (該当に○)		要支援	1 ②	要介護	経過的・1・2・3・4・5	所属事業所	〇〇〇〇〇〇	資格	
	作成者	氏名	〇〇〇〇〇〇	連絡先	〇〇〇〇〇〇							

※日常生活動作に関する身体状況を具体的に記載してください。

※移動方法（独歩、伝い歩き、杖歩行、車椅子、要見守りなど）は必ず記載してください。

※入院中、入所中であれば、退院日を必ず記載してください。

<総合的状況>

利用者の身体状況	坐骨神経痛の既往があり、右足に痺れがある。右足に重心をかけると転倒しやすい。 令和3年12月1日に自宅の玄関から降りる際にふらつき転倒。腰椎圧迫骨折にて入院。12月20日に退院しコルセットを装着し自宅療養。意欲的にリハビリを行い、現在はT字杖を使い自力歩行できるようになった。 T字杖のほかにつかまるものがあれば10cm程度の段差は超えられるが、すり足歩行のため3cm程度の段差には躓きやすい。転倒前、ADLは自立しており、今後もできることは自分でやりたいと思っている。	●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●その他補助器具	☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
介護状況	夫（要支援2）、長男夫婦と同居。長男夫婦は日中就労のため、主に夫が介護している。 自宅は築30年の家屋で、家中に3cm程度の段差がありT字杖を使っても1人での移動は難しい。夫が付き添うが、夫自身も腰痛があり、常時の付き添いは負担が大きい。 和式トイレのため、福祉用具の据え置き式の簡易便座を利用しているが、足を置くスペースが狭く立ち上がりが難しいため、夫が介助する。週2回リハビリのため、デイサービスに出かけている。			
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	リハビリを継続し、家事やご飯の支度を自分でやり転倒前の生活を送りたい。 屋内の段差を解消し、しっかり把持できる手すりを付けることで、負担なく移動ができ行動範囲が広がる。 和式トイレを洋式トイレに変更し、手すりを付けることでトイレに1人で行けるようになる。			

※家族や介護者との生活状況、一人で行えることや、必要な介助など具体的に記載してください。

※利用中のサービスや、福祉用具など記載してください。

※住宅改修によって、利用者や家族の暮らしをどのように変えたいかを総合的に記載してください。

住宅改修が必要な理由書

＜PIの「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください＞

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況（・・・なの で・・・で困っている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（・・・すること で・・・が期待できる）を記入してください	④改修項目（改修箇所）	
排泄	■トイレまでの移動 ■トイレ出入口の出入り （扉の開閉を含む） ■便器からの立ち座り （移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）	① 居室からトイレまでの導線上に3cmの段差が2か所ある。つかまる所もなく、杖を使っても1人での移動が難しく介助が必要。 ② 和式トイレに据え置き式の簡易便座を利用しているが、足の置き場が狭く、つかまる所もないため自力での立ち上がりが難しい。 ③ トイレの扉の開閉時、右足に重心がかかり杖だけではふらつきがある。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	① 段差にスロープを取り付け、手すりを設置することで、居室からトイレまで1人で移動できるようになる。右手に杖を持ち、左手で手すりをつかむため、往復のために廊下の両側に手すりを設置する。 ② 和式トイレを洋式トイレに変更し、両側に手すりを設置することで、床のスペースが広くなり、自力で立ち上がりができるようになる。 ③ 扉付近に手すりを設置することで、扉の開閉動作時のふらつきを軽減できる。	■手すりの取付け （ 居室からトイレまでの導線上に横手すり（両側）2か所 ） （ トイレの入り口に縦手すり、トイレ両側にL型手すり ） （ 浴室入り口に縦手すり ） （ 玄関横の壁にL型手すり ） （ ）
入浴	■浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ■浴室出入口の出入り （扉の開閉を含む） ☐ 浴室内部での移動 （立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持 （洗体・洗髪を含む） ☐ 浴槽の出入り（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内部での姿勢保持 ☐ その他（洗面所出入口の出入り）	④ 浴室の入り口に5cm敷居があり、杖を使っても1人での移動が難しく、介助が必要。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	④ 浴室入り口の5cmの敷居を撤去し、手すりを設置することで、1人で移動できるようになる。（スロープを設置するスペースがないため、撤去で対応） ■段差の解消 （ 居室からトイレまでの導線上にスロープを設置する（2か所） ） （ 浴室入り口の敷居を撤去する ） （ 玄関横に10cm踏み台を設置 ） ☐ 引き戸等への扉の取替え （ ） （ ）	
外出	■出入口までの屋内移動 ■上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入り （扉の開閉を含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（ ）	⑤ 玄関の上がり框が20cmあるため、降りることができない。把持物があれば10cm程度は昇降可能。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減	⑤ 框に10cm程度の踏み台を置き、壁に手すりを設置することで、自力で昇降できるようになる。 ■便器の取替え （和式トイレから洋式トイレに変更） （ ） （ ）	
その他の活動	被保険者が「何に困っていて、何ができないのか」、住宅を改修することで「何が改善され、何を期待するか」を身体と住環境の2つの観点からアセスメントし、具体的に記載してください。 ※被保険者の日常動作（立つ、座る、まど、昇降、扉の開閉 等）に着目してください。 ※数字などを用いると具体性が高まります。				

住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中
— 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および
福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」

について

計61枚（本紙を除く）

Vol.1268

令和6年6月4日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3985）
FAX：03-3595-3670

介護給付費適正化における 住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の 取組促進に向けた手引き

令和6年3月

令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健制度増進等事業分）
自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業

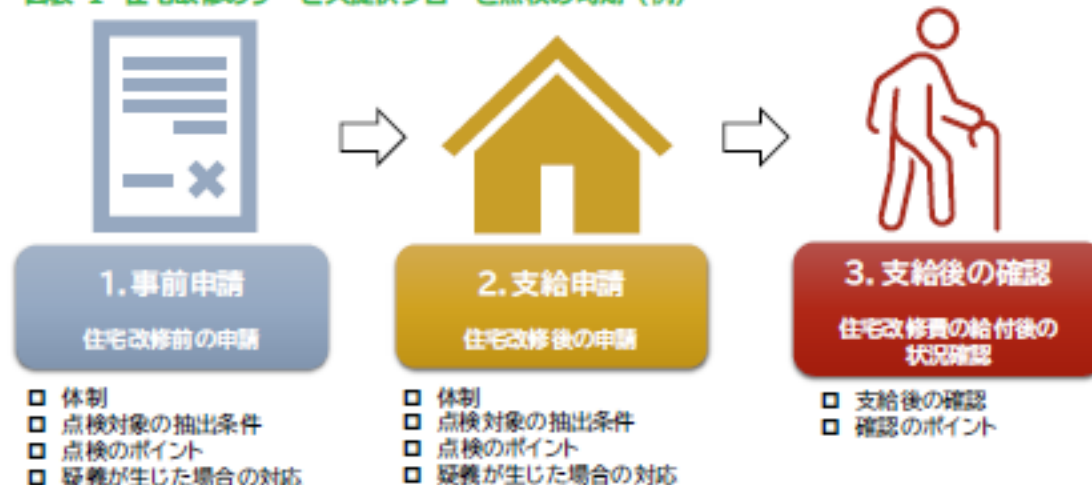
目次

I. はじめに	1
1. 背景と目的	1
2. 手引きの構成	2
II. 知りたい内容の検索	3
III. 住宅改修の点検	7
0. 住宅改修の点検時期	7
1. 事前申請における点検	7
2. 支給申請における点検	15
3. 支給後の確認	20
IV. 福祉用具購入調査	22
0. 福祉用具購入の調査時期	22
1. 事前相談における対応	23
2. 支給申請における調査	31
3. 支給後の確認	38
V. 福祉用具貸与調査	40
0. 福祉用具貸与の調査時期	40
1. 事前相談	41
2. 支給後の調査	47
VI. 多職種連携の場の活用に向けた取組事例	51
取組事例①多職種連携体制構築の試み	51
取組事例②地域ケア会議での検討	52
VII. 給付適正化に向けた取組	54
取組事例①関係者全員の共通理解の醸成	54
取組事例②地域住民に向けた情報発信・周知	54
取組事例③判断できない事例の相談	54
取組事例④事故情報の活用	54
VIII. 都道府県の取組	55
支援事例①リハビリテーション専門職の派遣事業	55
支援事例②保険者へのヒアリングや個別指導の実施	55
支援事例③適正化事業推進のための研修の開催	55
支援事例④出先機関である地域振興局との連携	55

0. 住宅改修の点検時期

介護保険制度における住宅改修費の支給にあたっては、①事前申請、支給申請、③支給後の確認の時点において、保険者として給付適正化に向けた点検時期（タイミング）が考えられます。それぞれの時点での点検実施例をご紹介します。

図表 1 住宅改修のサービス提供フローと点検の時期（例）



住宅改修における事前申請時の点検の重要性

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要**です。

また、事前申請時の点検を重点的に実施することで、支給申請時（住宅改修後）の点検時の確認作業の負担軽減に繋がり、かつ、利用者・改修事業者等とのトラブルを防ぐことにつながります。

さらに、保険者が研修・説明会を開催し、申請にあたっての留意点をあらかじめ周知しておくことで、不適切な申請を抑制でき、質の向上につながるとともに、保険者の点検・調査にかかる業務負担の軽減や事業者側の生産性向上にもつながります。

研修・説明会の実施については、P51で事例をご紹介します。

1. 事前申請における点検

(1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体で見ると84.0%の保険者が自庁内職員のみで事前点検を実施していました。地方公共団体の区分別にみると、政令指定都市や特別区では、業務の一部もしくは全てを委託しており、委託を活用する傾向がありました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者もあり、外部へ委託せずとも自庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

各地域における社会資源の活用

専門職の確保が難しい場合の委託先の例として、地域内の介護老人保健施設やサービス事業所のリハビリテーション専門職、公立病院のリハビリテーション専門職などがあり、保険者の規模や地域ごとの地域資源に応じて異なりました。また、都道府県や地域リハビリテーション支援センター・地域リハビリテーション広域支援センターを活用し、専門職の派遣を受けるケースもありました。

専門職を活用するヒント

検索
No. 6

ある保険者では、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（以下、インセンティブ交付金）の指標「福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか」に寄与する取組として人事課に相談し、再雇用の専門職を採用していました。これにより、インセンティブ交付金の評価項目も達成でき、専門職の雇用につながりました。

(2) 点検対象の抽出条件

介護給付の適正化を図るため、本来は全ての申請を確認することが望ましいです。しかし、保険者の人口規模や職員の配置状況等により、全ての申請を十分に点検することが難しいといった課題を抱えている保険者も見受けられます。

住宅改修費の支給申請にあたり、書類の記載や内容に関する確認は不可欠です。さらに申請内容の妥当性を判断するため、全ての申請について専門職等の知見を活用しながら点検調査を行うことが望ましいですが、専門職の確保が課題である保険者も少なくありません。効果的な点検を実施するため、一定の条件を設けて点検対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、点検対象の抽出例を紹介します。

図表 4 点検対象の抽出条件（参考例）

		検索 No.7
政令指定都市・特別区	➢ 保険者独自の給付を併用する場合 ➢ 軽度者(担当の介護支援専門員がいない場合) ➢ 特定の工事内容 ➢ 金額が高額の場合	
中核市	➢ 保険者独自の給付を併用する場合	
一般市	➢ 保険者独自の給付を併用する場合 ➢ 軽度者(担当の介護支援専門員がいない場合) ➢ 特定の工事内容 ➢ 金額が高額の場合	
町村	➢ 軽度者(担当の介護支援専門員がいない場合) ➢ 特定の工事内容 ➢ 金額が高額の場合	

重点的な点検調査を行う参考例

重点的な点検調査を実施する**特定の工事内容**について、具体的な事例を紹介します。

[特定の工事内容]

- ◆ 浴槽取替工事 ◆ 階段昇降機設置工事 ◆ 過去に苦情が寄せられている事業者による工事
- ◆ 限度額を超える工事や限度額に近い見積金額の工事 ◆ 不自然な改修が疑われる工事
- ◆ 1階から2階への階段や2階以上の手すり ◆ 洋式便器等への取替 ◆ 施工商品数が多い
- ◆ 同一住宅に夫婦など複数の被保険者がおり、2回以上申請があった場合
- ◆ 入院中に改修を行った場合（退院後に確認） ◆ 福祉用具の購入や貸与も併用している場合
- ◆ 大規模な段差解消 ◆ 2回目以降の住宅改修の場合 など

[点検方法]

- ◆ リハビリテーション専門職と担当職員が訪問し改修予定箇所を現地確認する
- ◆ 訪問して本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認する など

(3) 点検のポイント



書類による点検のポイント

検索
No.8

ポイント1：住宅改修を実施する利用者の状態を把握し、目標を確認する

【目的】

- 利用者の視点：利用者の ADL（日常生活動作）や IADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために住宅改修を行うのかを明らかにする

【解説】

介護給付適正化事業は、介護給付費（費用）の抑制を推進するものではなく、利用者にとって適切な給付を確保するための事業です。利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための住宅改修であるか（住宅改修が必要な理由）を把握するため、事前に利用者の生活目標を明確にすることが重要となります。

「住宅改修が必要な理由書」には、住宅改修により利用者の日常生活をどのように支援するかが記載されています。ケアプランが作成されている利用者については、理由書とケアプランの内容を照らし合わせて、住宅改修の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力等を踏まえ、改修内容に疑義がないか確認しましょう。

【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある
→ 住宅改修の必要性がある
- 利用者の課題を解決するために住宅改修が必要であり、住宅改修による目標設定が明確である
→ 改修内容に妥当性がある
- 施工内容、施工箇所、必要とする部材が適切である
→ 改修内容が適切である

ポイント2：施工内容や費用、実施時期の妥当性を確認する

【目的】

- 建築物の視点：施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されているか確認する
- タイミングの視点：現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているか、利用者の状態像と合致しない住宅改修に係る給付となっていないか確認する

【解説】

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要**です。ケアプランが作成されている利用者については、ケアプランと理由書の内容が合致しているか確認し、ケアマネジメントに基づいた計画であることを確認しましょう。

施工内容に対する費用について、介護支援専門員は説明責任があることから**相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することが有効**です。さらに、建築関係の専門的な知識を持つ建築士等への委託や協力体制があるとより効果的です。建築に関する知識に基づき、手すりの設置は設置困難な個所を指定していないか、工事内容に不必要な部材が含まれていないか等も把握することができます。

更に、今後、身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し、**現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているかについて検討することも必要**です。短期間で利用者の状態像が変化する可能性がある場合や目標設定が難しい場合には、住宅改修の前に、手すり等の福祉用具を福祉用具貸与やデモ等で試すことにより、利用者の身体機能と住環境の適合性を評価したうえで住宅改修を実施することも有効です。**タイミングの判断については、特に専門的な知識が必要となるため、全件ではなくとも、リハビリテーション専門職などの専門職との連携体制づくりが望まれます。**

【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- ☐ 利用者の身体機能・生活状況・住環境と住宅改修の内容が適している
→ 改修内容に妥当性がある
- ☐ 施工内容が適切である（不要な工事等が含まれていない）
→ 申請書類の記載と図面・写真に疑義がない
- ☐ 改修内容に対する費用が適正である
→ 費用の妥当性がある
※相見積の取得を推奨し、過去の給付実績と比較するなど有効
- ☐ 利用者の状態像と合致した住宅改修が計画され、現時点での住宅改修が適している
→ ケアプランと理由書の内容が合致しており、施工時期の妥当性がある
※状態像の変化が見込まれる場合、判断が困難な場合などは、福祉用具貸与で利用者の利用状況等を確認することも有効

訪問による点検のポイント

特殊な住宅（店舗兼自宅など）の場合、図面や写真などだけでは確認・判断がつきにくいケースもあります。必要に応じて、訪問による現地確認を行うことも有効です。

特に書面確認により疑義が生じた場合には、適正化担当の職員と専門職が協力し、利用者宅の現地確認を行うことで、その施工内容が利用者にとって必要であるか、適切であるかといった判断がしやすくなります。

検索
No.9

ポイント1：利用者の状態を把握し、目標・住宅改修が必要な理由を確認する

【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために住宅改修を行うのかを明らかにする
- 書面だけでは確認しきれない点について、現地にて目視し、利用者等へ聞き取りを行うことで明らかにする

【解説】

介護給付適正化事業を実施する目的は前述のとおりであり、利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための住宅改修であるか（住宅改修が必要な理由）を把握するため、**事前に利用者の生活目標を設定することが重要となります。**

実際に利用者宅へ訪問し、利用者の身体機能と住環境の課題を目視または聞き取りで確認することで、申請内容の確認・妥当性の判断がしやすくなり、支給申請時や支給後のトラブル（給付対象外の施工等）を防ぐことができます。疑義が生じた場合には、その場で別の改善案の提案や相談に繋げることができ、利用者・家族等の納得感も高まります。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある
→ 住宅改修の必要性がある
- 利用者の課題を解決するために住宅改修が必要であり、住宅改修による目標設定が明確である
→ 改修内容に妥当性がある
- 施工内容、施工箇所、必要とする部材が適切である
→ 改修内容が適切である
- 利用者の動作確認、実際の改修箇所を確認し、複数の改修案を提示し具体的な検討をした
→ 利用者・家族、介護支援専門員、事業者、専門職等で判断し、申請した改修内容が適切である

ポイント2：施工内容や費用、実施時期の妥当性を確認する

【目的】

- 建築物の視点：施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されているかを確認する
- タイミングの視点：現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているか、利用者の状態像と合致しない住宅改修に係る給付となっていないかを確認する

【解説】

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要**です。ケアプランが作成されている利用者については、ケアプランと理由書の内容が合致しているか確認し、ケアマネジメントに基づいた計画であることを確認しましょう。

施工内容に対する費用について、介護支援専門員は説明責任があることから**相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認すること**も有効です。さらに、建築関連の専門的な知識を持つ建築士等への委託や訪問時に同行できる体制があるとより効果的です。実際に利用者宅を訪問することで、利用者の生活動作において適切な施工内容・場所・高さ等になっているか等、より詳細に確認することができます。

更に、今後、身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し、現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているかについて検討することも必要です。短期間で利用者の状態像が変化する可能性がある場合や目標設定が難しい場合には、住宅改修の前に、手すり等の福祉用具を福祉用具貸与やデモ等で試すことにより、利用者の身体機能と住環境の適合性を評価したうえで住宅改修を実施することも有効です。タイミングの判断については、特に専門的な知識が必要となるため、全件ではなくてもリハビリテーション専門職等も同行するといった体制づくりが望まれます。

【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう

- ❑ 利用者の身体機能・生活状況・住環境と住宅改修の内容が適している
→ 改修内容に妥当性がある
- ❑ 施工内容が適切である（不要な工事等が含まれていない）
→ 申請書類の記載と図面・写真に疑義がない
- ❑ 改修内容に対する費用が適正である
→ 費用の妥当性がある
※相見積の取得を推奨し、過去の給付実績と比較するなど有効
- ❑ 利用者の状態像と合致した住宅改修が計画され、現時点での住宅改修が適している
→ ケアプランと理由書の内容が合致しており、施工時期の妥当性がある
※状態像の変化が見込まれる場合、判断が困難な場合などは、福祉用具貸与で利用者の利用状況等を確認することも有効
- ❑ 利用者の生活動作と照らし合わせ、適切な施工内容・場所・高さ等になっていると判断できる
→ 利用者の自立支援を促す改修内容である

（４）疑義が生じた場合の対応

申請された内容について、利用者の状態との不一致、住宅改修が必要な理由が不明確、華美な改修内容、類似工事よりも高額な請求など、点検の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として理由書作成者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと理由書の内容が合致しておらず、住宅改修の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、介護支援専門員や住宅改修事業者等による検討が不十分だった場合には、再考を促し、利用者の目標を達成するための適切な申請を依頼しましょう。さらに、介護支援専門員や住宅改修事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。

疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 5 疑義が生じた具体例

検索
No.10

- ✓ 住宅改修を行う住宅が複雑な建築構造（店舗兼自宅など）である場合
- ✓ 床材変更：劣化による改修か、素材変更が不明確な場合
- ✓ 手すり：第三者が使用する可能性を疑う場合
過度な設置内容（L字手すりが設置可能であるにもかかわらず、2本手すりを設置する等）の場合
- ✓ 利用者のこだわりによる改修内容、特定の改修事業者でなければ実施できない改修の場合
- ✓ 明らかに華美で高額と思われる改修内容の場合
- ✓ 類似の改修内容よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 利用者の生活にとって、住宅に明らかな支障がないにもかかわらず、改修の申請をしている場合 など

【留意事項】

給付適正化における点検にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

住宅改修は工事後のやり直しが困難です。支給申請時（住宅改修後）のトラブルを防ぐためにも事前申請での点検が重要です。

重点的な点検調査を行う参考例

重点的な点検調査を実施する**特定の工事内容**について、具体的な事例を紹介します。

[特定の工事内容]

◆ 事前申請と齟齬がある場合

- ◆ 浴槽取替工事 ◆ 階段昇降機設置工事 ◆ 過去に苦情が寄せられている事業者による工事
- ◆ 限度額を超える工事や限度額に近い見積金額の工事 ◆ 不自然な改修が疑われる工事
- ◆ 1階から2階への階段や2階以上の手すり ◆ 洋式便器等への取替 ◆ 施工商品数が多い
- ◆ 同一住宅に夫婦など複数の被保険者がおり、2回以上申請があった場合
- ◆ 入院中に改修を行った場合（退院後に確認） ◆ 福祉用具の購入や貸与も併用している場合
- ◆ 大規模な段差解消 ◆ 2回目以降の住宅改修の場合 など

[点検方法]

- ◆ リハビリテーション専門職と担当職員が訪問し改修箇所を現地確認する
- ◆ 訪問して本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認する など

(3) 点検のポイント



書類による点検のポイント

検索
No.14

ポイント：施工後、竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検する

【目的】

- 利用者の視点：理由書の目的が達成され、利用者の身体機能・生活状況における課題が解決できたことを確認する
- 建築物の視点：予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保された住宅改修であったかを確認する
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を踏まえて、現時点での住宅改修が適切な支給であったかを確認する

【解説】

住宅改修の完了後、実際に利用者の身体機能や生活状況に適しているか確認することが重要です。また、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）について、予定通り適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえ適切な住宅改修に係る給付となったかを確認し、住宅改修の効果を把握することが重要です。

【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- 完了した住宅改修が、利用者の身体機能・生活状況に適している
→ 利用者の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 予定通りの施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）で住宅改修が完了した
→ 建築物の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を確認し、現時点での住宅改修が適切な支給であったことを確認できた
→ 適切に介護給付が支給された

訪問による点検のポイント

施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）について、予定通り適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえ適切な住宅改修に係る給付となったか確認し、疑義が生じた場合には、適正化担当の職員と専門職が協力し、利用者宅の現地確認を行うことで、住宅改修が適切であったかを判断するのに役立ちます。

ポイント：施工後、利用者宅へ訪問し、住宅改修の施工状況等を点検する

検索
No.15

【目的】

- 利用者の視点：理由書の目的が達成され、利用者の身体機能・生活状況における課題が解決できたことを確認する
- 建築物の視点：予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保された住宅改修であったかを確認する
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を踏まえて、現時点での住宅改修が適切な支給であったかを確認する
- 書面だけでは確認しきれない点について、現地確認を行うことで明らかにする

【解説】

住宅改修の完了後、実際に利用者の身体機能や生活状況に適しているか確認することが重要です。また、予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえて、適切な住宅改修に係る給付となったか確認し、住宅改修の効果を把握することが重要です。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、施工後の状況や利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう。

- 完了した住宅改修が、利用者の身体機能・生活状況に適している
→ 利用者の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 予定通りの施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）で住宅改修が完了した
→ 建築物の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を確認し、現時点での住宅改修が適切な支給であったことを確認できた
→ 適切に介護給付が支給された
- 利用者の生活動作と照らし合わせ、利用者にとって使いやすい施工内容・場所・高さ等になっている
→ 利用者の自立支援を促す改修内容となった

(4) 疑義が生じた場合の対応

申請された内容について、点検の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として理由書作成者に対しその理由を説明し、理解いただく必要があります。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと理由書の内容が合致しておらず、住宅改修の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、介護支援専門員や住宅改修事業者等による検討が不十分だった場合には、保険者として毅然とした対応を行いましょう。さらに、介護支援専門員や住宅改修事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。

住宅改修後、疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 9 疑義が生じた具体例

検索
No.16

- ✓ 事前申請時と改修内容が異なる場合
- ✓ 事前申請にはない箇所を改修している場合
- ✓ 事前申請時と比較して著しく金額に変更があった場合
- ✓ 工事内容に不備や苦情があった場合など

【留意事項】

疑義が生じた場合には、利用者、介護支援専門員、改修事業者等への確認を行い、その理由や経緯を確認しましょう。その上で、保険者として疑義が生じた場合には、支給の範囲として承認できる部分のみ支給対象とする等、毅然とした対応を行いましょう。

介護給付適正化における点検にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

また、事前申請時の点検を重点的に実施することで、給付申請時（住宅改修後）のトラブルを防ぐことにつながります。

3. 支給後の確認

(1) 支給後の確認

支給後、利用者の自立支援につながる改修となったか、施工後のトラブルが生じていないか等、住宅改修の効果を把握するため、給付後の確認も有用です。また、支給状況や点検内容を集約し、見直しにつながりやすいケース等を、保険者から介護支援専門員や改修事業者にフィードバックする等を行うことで、不要な申請や疑義の生じた申請等の是正も期待できます。

支給後の対応の参考例をご紹介します。

検索
No.17

図表 10 支給後の対応（参考例）

- ✓ 住宅改修後6カ月を目安に保険者によるモニタリングを行い、改修部の使用頻度や設置場所が適切であったか等を把握している
- ✓ 適切な施工が行われているか、また利用者の自立に繋がる改修となっているか、利用者アンケートを用いて把握している
- ✓ 理由書作成者、申請者及び家族への聞き取り調査を行っている
- ✓ 担当職員や保健師等が利用者宅を訪問し、施工後の効果を検証しフォローを続けている
- ✓ 現地調査を実施し、改修後、利用者がどのように生活しているのか、動作や介助負担の改善の様子などについて確認し、さらに改善すべき点がないか検討している
- ✓ 独自のチェックシートに点検内容や改修箇所について回答を求め、確認している など

給付後の調査例

ある保険者では、住宅改修後の利用者・家族に対し、支給後の確認調査を実施していました。
参考として、調査内容やチェックリストをご紹介します。

[支給後の調査項目（利用者向け）：住宅改修]

- ◆ 担当の介護支援専門員から十分な説明を受けたか
- ◆ 工事の事業者はどのように選定したか
- ◆ 工事費用について、いくつかの事業者から見積を取得したか
- ◆ 事業者から住宅改修の内容や方法、費用について十分説明を受けたか
- ◆ 事業者の対応は親切丁寧であったか、苦情があった場合適切に処理したか
- ◆ 事業者は契約や工期の約束を守ったか
- ◆ 事業者による強引な営業や、他に追加工事の勧誘、用具販売等の迷惑行為はなかったか
- ◆ 改修箇所の利用状況
- ◆ 住宅改修後の日常生活にどのような変化があったか
- ◆ 総合的にみて住宅改修に満足しているか

[支給後のチェックリスト：住宅改修]

手すり	高さ:標準●●mm 太さ:標準●mm 形状:場所は適切か 材質:素材は適切か 施工:不良やミスはないか	O/x O/x O/x O/x O/x
段差解消	幅員:●●mm以上 勾配:標準●/●以下	O/x O/x
床材変更	つま先や杖が引っかからないか	O/x
扉の取替	動きがスムーズか 把手が握りやすいか	O/x O/x
便器取替	高さは適切か 場所は適切か	O/x O/x

(2) 確認のポイント

支給後の確認は、保険者として能動的に実施しなければならず、なかなか着手できない保険者も多いと推察します。しかし、介護給付適正化の効果を把握するためには、利用者にとって必要な住宅改修が行われ、実際に適切に使用できているか、当初の目的を達成できているかまで確認することが期待されます。

支給後の利用状況を把握するための方法としては、訪問調査、アンケート調査などの方法が考えられます。できるところから着手いただけるよう、以下の通り、確認のポイントをご紹介します。

検索
No.18

ポイント：支給後の点検により、適正化事業の効果を把握する

【目的】

- 利用者の視点：住宅改修後、利用者が日常生活で活用できているか確認する
- 建築物の視点：施工後、不具合なく活用できているか確認する
- タイミングの視点：住宅改修による住環境整備が利用者の自立支援につながっているか確認する

【解説】

支給後、改修箇所に不具合がないか、施工に問題なかったかを確認するとともに、想定通りに利用者が改修部分を活用し、**自立支援につながったか確認することで、住宅改修の効果を把握することができます。**

利用者の満足度等も含め、保険者としてとりまとめることで、保険者によっては申請者・介護支援専門員・改修事業者へのフィードバックや、実地指導、集合研修の研修資料として活用されているケースもあります。

【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- 当初の目標通り、利用者が日常生活で改修箇所を活用している
→ 住宅改修の目的が達成している
- 施工箇所に不具合なく活用している
→ 安全性に問題ない
- 利用者の自立支援につながっており、引き続き、住み慣れた家屋での生活が可能である
→ 施工タイミングが適切である

考えてみよう

図1 / 転倒の原因となりやすい環境

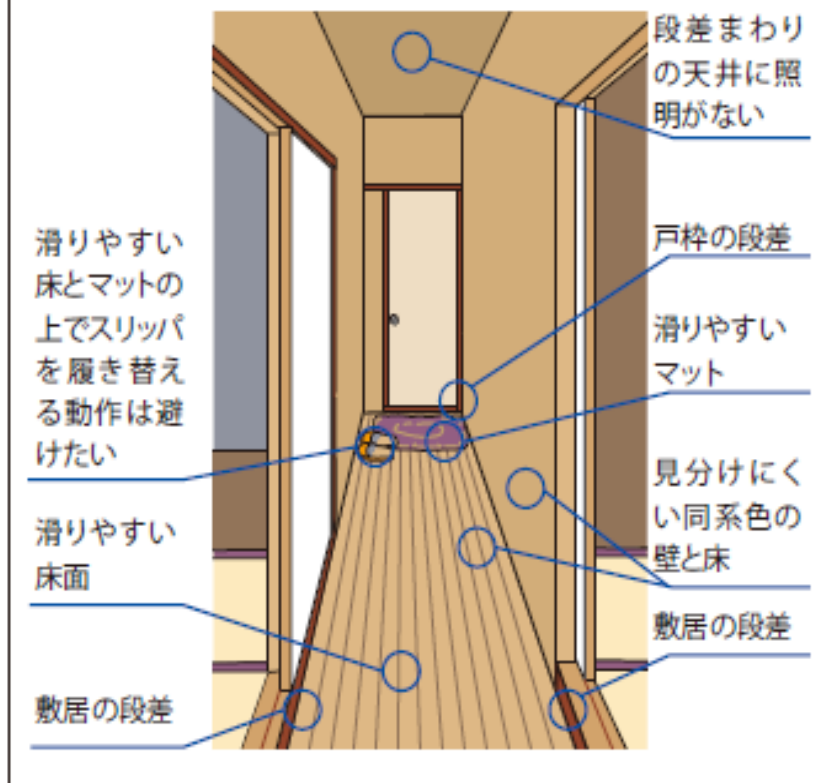
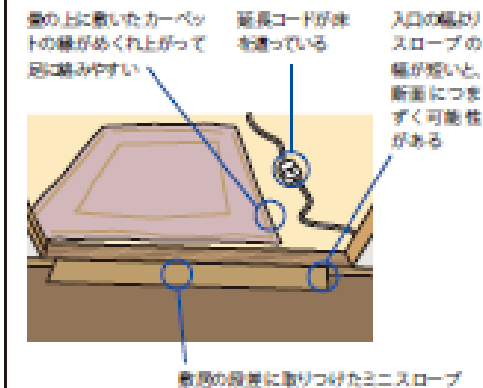
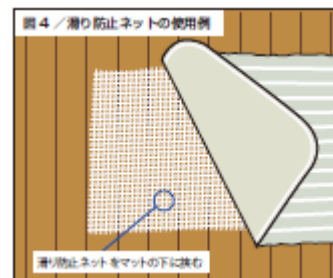
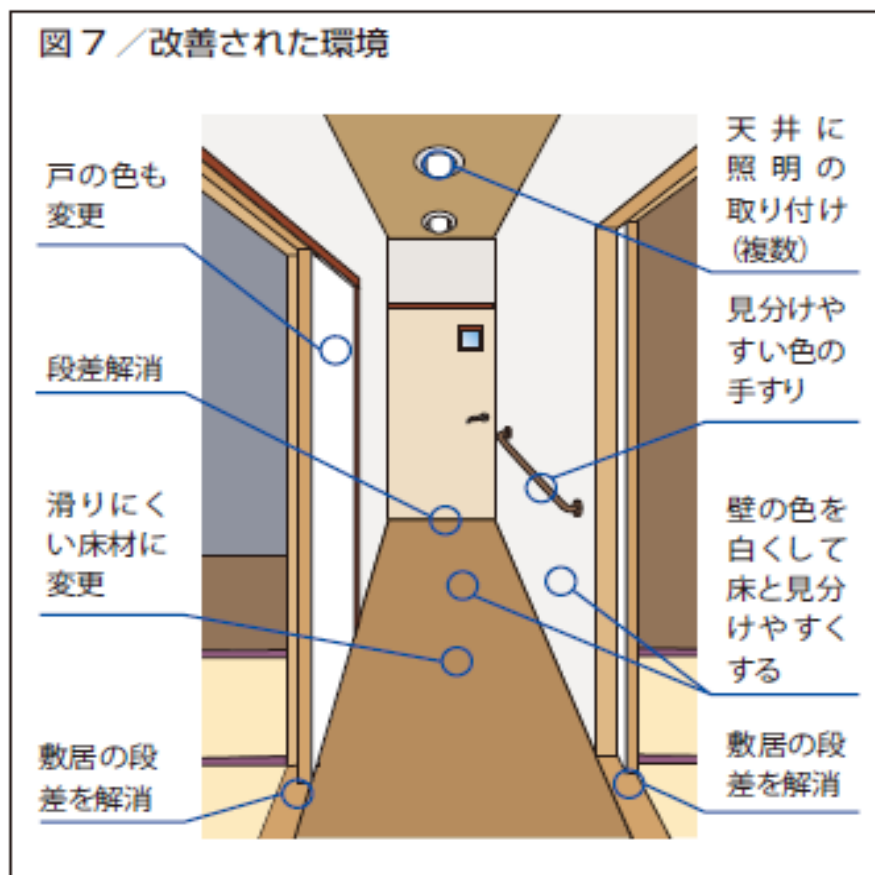


図6 / 中途半端な改善では転倒を防止できない



考えてみよう

天井の照明は影になることもあり
足元照明も必要です。

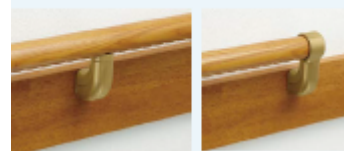


考えてみよう



手すりの出端をおさえない場合は R97.119

ベースプレート用ブラケット



考えてみよう



考えてみよう



考えてみよう



考えてみよう



考えてみよう



考えてみよう



考えてみよう

（施工前） 玄関出入口までのアプローチ



玄関までのアプローチの階段部分には手すりがあるが、土間部分には手すりがないので歩行移動のときにつまづき転倒の不安がある。

（施工後） 玄関出入口までのアプローチ



玄関までのアプローチにしっかりと掴むことのできる連続した手すりを取付けることで安全に安心して出入りすることができる。

考えてみよう

（施工前） 寝室までの外部アプローチ



日常生活動作がおもに寝室からの外出、トイレ、洗濯になっており、通路幅が狭く段差もあり、水路があるので転倒転落の不安がある。

（施工後） 寝室までの外部アプローチ



コンクリートスロープの幅を広くして、補助手すりを取付け安全に安心して歩行ができるように仕上げました。

考えてみよう

（施工前） ポーチからの玄関アプローチ



玄関までのアプローチにポーチ階段の段差があり、杖での歩行移動時の転倒が不安である。

（施工後） ポーチからの玄関アプローチ



玄関までの階段とアプローチにしっかりと掴むことのできる連続した手すりを取付けることで安全に安心して外出することができる。

考えてみよう

（施工前） 外部アプローチ



施設内の娯楽室から中庭への出入りに段差があるので、車いすでの移動が困難で負担が大きいためスロープと手すりを取付けたい。

（施工後） 外部アプローチ



既設のレンガを再利用してスロープに仕上げ、支えとなる補助手すりを取付けました。

考えてみよう

(施工前)道路から玄関までの長い階段アプローチ①



道路から玄関までのアプローチの距離が長く、急な階段坂道になっているため、杖だけでの歩行に不安がある。連続して手すりがあれば安全に安心して外出ができる。

(施工後)道路から玄関までの長い階段アプローチ①



道路から玄関までのアプローチにしっかりと掴むことのできる、転倒、転落を防止できる連続した手すりを取り付けることで不安を解消できる。

さいごに

アンケートの
ご協力
お願いします



<https://ttzk.graffer.jp/city-nogata/smart-apply/surveys-alias/R6zyuutakukaisyuuzigo>

※アンケートに回答して頂いた事業所に回答事例を送ります

住宅改修Q & A

このQ & Aは、平成12年4月28日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係るQ & A V o l . 2」等の文書や、独立行政法人福祉医療機構が運営するW A M N E T（ワムネット）に掲載された厚生労働省のQ & Aから抜粋したものです。判断に迷ったときは、根拠法令等を確認するなどした上で、介護サービス係までお問い合わせ願います。

（1）手すりの取付け

【手すりの形状】

Q：手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

A：支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

【手すりの取替工事】

Q：以前に設置した手すりが老朽化したことから、手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、対象となるか。

A：単に老朽化したとの理由であれば認められない。なお、既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合には、住宅改修の対象となる。

【日常生活上必要な手すり 1】

Q：2階建の家屋で、普段は1階で生活をしている。2階にある季節の洋服を出し入れするため、年に数回階段を利用するが、手すりの取り付けは認められるか。

A：住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とする。年に数回しか利用しない手すりは「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えない。

【日常生活上必要な手すり 2】

Q：庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

A：住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とする。庭の手入れは本人にとって習慣かもしれないが、それを行わなくても、日常生活に支障は生じないため、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えない。洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」の範囲にあるため、住宅改修の対象となる。

【日常生活上必要な手すり 3】

Q：仏壇へ線香をあげるために仏間へ移動や、趣味で利用しているアトリエへ移動するために手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

A：住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とする。上記を行わなくても、日常生活に支障は生じないため、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えないため、住宅改修の対象外となる。

【他の機能が付属した手すりについて】

Q：棚やペーパーホルダーと一体型の手すりは住宅改修の対象となるか。

A：棚やトイレットペーパーホルダーの取り付け部分と一体型のものは取付部分については、手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となる。その際、棚やペーパーホルダーと手すりの金額を按分して見積書・内訳書に記載すること。

（２）段差解消

【玄関から道路までの通路 1】

Q：玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は、住宅改修の支給対象となると解してよいか。

A：貴見のとおり。対象となる工事の種類は、道路までの手すりの設置、道路までのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

【玄関から道路までの通路 2】

Q：玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

A：玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

【浴槽の段差解消】

Q：平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が、「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

A：浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えらる。

【スロープ設置】

Q：居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、道路までの通路にスロープを設置する工事は対象となるのか。

A：玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。また、スロープの幅は一律には定めていないが、歩行ならば 90 cm、車椅子ならば 120 cm が一般的である。なお、介護保険の対象は、被保険者が日常動作のために必要な範囲のみとなるため、必要と認められる範囲外は自己負担となる。

【浴室の段差解消】

Q：床段差を解消するために浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

A：浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消できるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

【ユニットバスによる段差解消】

Q：身体状況上必要性がある場合、ユニットバスを設置することは支給対象となるか。

A：段差の解消や、床材の変更等、個別の状況に応じて支給対象となる。ただし、支給対象の部分について、見積書や工事内訳書で明確に提示する必要がある。また、支給対象部分について、工事一式というように表示されている場合は、面積で按分して算出しなければならない。

【踏み面を広げる工事】

Q：外階段の踏み面が狭く踏み外す可能性があるため、蹴上げの高さは変えずに踏み面を広げて、階段の角を緩やかにする工事は給付対象か。

A：蹴上げの高さが変わらないことから、段差解消の工事とならない。

【段差解消に伴う付帯工事】

Q：脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る。）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよい。

- ① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。
- ② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
- ③ 上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

A：①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

【上がり框の段差解消】

Q：上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

A：式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

【段差解消機等の設置】

Q：昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

A：昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式または据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

(3) 床材または通路面の材料変更

【床材表面の加工】

Q：滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝を付けるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

A：いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

【通路面の材料変更 1】

Q：通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A：例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

【通路面の材料変更 2】

Q：通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

A：いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

(4) 扉工事

【扉の取替え】

Q：既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

A：既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

【扉の開き、ドアノブの変更等】

Q：扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A：扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

【扉の交換に伴うトイレの拡張工事】

Q：トイレの扉交換(開き戸⇒引き戸)を行うが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張したい。付帯工事として認められるか。

A：申請者の身体状況に応じて実施される扉の交換は対象となるが、トイレの拡張工事は付帯工事の域を超えているため、対象外となる。

(5) 洋式便器への便器取り替え工事

【洋式便器の改修工事 1】

Q：和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

A：商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。ただし、洗浄機能等を利用するための電源工事は対象外となる。

【洋式便器の改修工事 2】

Q：リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げる工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A：① 支給対象となる。
② 既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように、当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。
③ 住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

(6) その他

【間取りが変わるリフォーム】

Q：間取りが変わる大規模なリフォームは住宅改修の対象となるか。

A：間取りごと変わる工事は増改築に当たると考えられ、工事前に改修が必要だと思われる場所が全く別の場所になるような工事は必要な箇所に最適な工事を施す住宅改修の理念から外れるため対象とならない。

【住宅新築竣工日以降の住宅改修】

Q：住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A：竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

【賃貸住宅退去時の改修費用】

Q：賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

A：住宅改修の支給対象とはならない。

【賃貸アパート共用部分の改修費用】

Q：賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A：賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行なうことは可能であり、支給対象となる。

【分譲マンション共用部分の改修費用】

Q：分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A：賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えられるが、マンションの管理規定やほかの区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費用】

Q：要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行なうことができるか。

A：介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

【領収書（工事金額）の端数の取り扱い】

Q：受領委任払いを利用する場合、保険者負担分と被保険者負担額（自己負担額）の端数はどのように処理するか。

A：計算上1円未満の端数がある場合は、被保険者が負担となる。

【例】工事費用10,004円（税込）の場合（被保険者1割負担）

保険者負担分：10,004円×0.9（9割）＝9,003.6円 ⇒9,003円（1円未満端数切捨て）

自己負担額：10,004円－9,003円＝1,001円

【入院中または介護認定申請中の住宅改修】

Q：入院中または介護認定申請中に住宅改修をすることは可能か。

A：可能である。ただし、退院できずに自宅に戻れなくなった、または介護認定がつかず非該当となった場合は全額、自己負担となる。